

ジェンダーの視点に基づく年金制度体系論への一考察(2)

A Consideration of Arguments about the Pension System Based on Gender Perspective (2)

海野 恵美子*

Emiko Umino

目次

- I はじめに
- II ジェンダー平等の視点からの年金制度論議
- III 個人単位の一元的所得比例年金論の検討
(以上前号)
- IV 男女共同参画会議・影響調査専門調査会の
年金制度体系論 (以下本号)
- V 結び

IV 男女共同参画会議・影響調査専門調査会の年金制度体系論

1. 男女共同参画会議・影響調査専門調査会最終報告2002.12の概要

2004年度年金改革に関する影響調査専門調査会の報告は、中間報告2002.4、最終報告2002.12、2004年度年金改革成立後の評価報告2004.7の3つあるが、年金制度体系に関しては、後者の2つしか触れられていない。しかも最初に取り上げた2002.12報告でも、改革論議が相次いでいるので「単に中立性の観点から評価をおこなったにすぎない。」として(文献1、p.34)、後述のように付随的にしか取り上げていないが、それは、調査会の議論がまとまらなかったことが一番の理由のようである。

以下は男女共同参画会議・影響調査専門調査会最終報告・「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する報告

(2002.12)の年金制度体系に関わる部分を筆者がまとめたものである。

税制・社会保障制度で目指すのは、就業の選択に中立的であることと、こどもを産み育てることに優しい社会であり、選択の中立性確保の基本的手段としての個人単位化が具体的な年金制度の改革方向で、そのために、税制では配偶者控除・配偶者特別控除の縮小・廃止、公的年金では中立性と個人単位化が必要である。個人単位化とは、具体的には①世帯への配慮から生じる就業調整問題を解消するためのパートタイマーの厚生年金加入や第3号被保険者制度の見直し、②本人以外の年金に依存している遺族年金の廃止、③世帯間の所得代替率の均等化の3点を意味するが、特に①の第3号被保険者制度の見直しに関しては、所得分割によって本人に直接間接の負担を求める必要があり、そのため、次のような所得分割の対象・要件の下でそのメリット・デメリット等を検討した。

(所得分割の対象) 所得比例年金に加入している第3号および第2号被保険者

(所得分割の要件) 夫婦間の合意で年金分割および年金分割比率(どのような比率でも可)を決定する。合算前の所得は、第3号被保険者はゼロ、第2号被保険者は標準報酬額とする。途中の変更は不可。

(所得分割のメリット・デメリット)

ア、就業調整への影響はない。イ、遺族年金との関係では、所得分割による年金分割比率が選択制のた

*社会福祉学部教授

め、遺族年金の選択の余地があるものの、遺族年金は受給の不確実性があるので、所得分割の選択可能性は大である。ウ、所得代替率については、世帯で見れば変化が無いが、個人で見れば変化がある。単身世帯では変化無し。エ、第3号被保険者問題については、所得分割選択者では部分的に問題は解決するが、第3号被保険者の所得をゼロとするので就業調整問題は残る。オ、所得分割選択者では納付した保険料の掛け捨て問題は生じない。カ、障害厚生年金については、所得分割をした第2号被保険者の障害厚生年金の給付額が減額する。キ、事務コストは増大する。ク、事業主負担については、雇用されている者の事業主が負担した分割は、夫婦に任せるのであれば、変化無し。

(所得分割と離別時の年金分割との関係) 所得分割すれば離別時の年金分割は、最終的には必要がなくなり、過度的なものとなる。

就業調整以外の②の遺族年金問題への対応に関しては、ア、若年遺族配偶者の問題は性別ではなく具体的な経済的要件等を踏まえて検討すること、イ、所得分割で第3号被保険者が自分の年金権を持てば再婚や結婚の回避の事態は少なくなること、ウ、遺族年金選択の場合は、婚姻期間等での受給額の調整も検討すること等が必要である。

最後は、3つの年金型が就業等の選択に中立的かどうかの検討で、3つの年金型とは次の通りである。

a. スウェーデン型：①基礎年金がなく所得比例年金のみの1階建て年金、②低所得者への最低保障年金、③選択制による年金分割、④高齢配偶者への遺族年金無し、⑤日本のような第3号被保険者制度や配偶者年金無しを特徴とする年金型。

b. 基礎年金税限定型：現行基礎年金の財源を税のみにする税方式の定額給付と、所得比例給付からなる2階建ての年金型。

c. 第3号被保険者廃止・第1号被保険者への統合型：基礎年金のみの第1号被保険者と基礎年金プラス所得比例年金の第2号被保険者からなる年金型で、現行制度と異なるのは、第3号被保険者制度は廃止し、保険料を低額負担する第1号被保険者にするというもの。

ライフスタイルの選択に対する中立性の評価とは、ア、就業調整等の解消の有無、イ、高齢配偶者への遺族年金の有無、ウ、所得代替率の世帯間均等という、上記の個人単位化の指標によってこれらの年金型を検

討することであり、その結果は次の通りである。

a. 型：上記の a. の①②については、中立性の指標のウの所得代替率の世帯間均等の点のみ女性単身世帯の所得代替率が相対的に高いと不利になるおそれはあるが、それ以外の点では共稼ぎか片稼ぎかの選択に対しては中立的であり、aの③④⑤については、中立性の評価の A・イ・ウすべてにおいて共稼ぎか片稼ぎかの選択に対しては中立的である。

b. 型：中立性の評価のイの点と、(所得再分配の在り方で中立性の度合いが異なるために) 中立性の評価のウの点とにおいて難点がある。

c. 型：中立性の評価のイの点に難点があるとともに、第3号被保険者の場合に給付は不変なのに負担は増えるので、国民に受け入れられるかという問題もある。

したがって、最もライフスタイルの選択に対して中立的な年金体系は a. のスウェーデン型である。

以上の見解は、前号Ⅲで検討した神野等の見解と基本的には異ならないが、ア、夫婦間所得分割による年金分割、イ、ライフスタイルの選択に対する中立性の観点からの年金体系の比較については若干異なっている点もあるので、この A・イの点だけを次に検討する。

ア、夫婦間所得分割による年金分割

神野等が1/2と固定化している、所得分割による年金分割の際の分割比率について、この見解ではどのような比率でも可としている。しかし、スウェーデンの積立部分の夫婦間年金分割において検討したように(前号Ⅲ)、選択の余地が大きい方がライフスタイルの選択に中立的と言えるため、神野等の見解よりはこの見解の方が中立的であると言える。

しかし、「累進的な税制の下では」片稼ぎ世帯優遇となり非中立的となると指摘されている(文献2、p.25)、「個人単位とは対局的な制度」である世帯単位での所得分割を提唱する理由は、①片稼ぎと共稼ぎの世帯間での所得代替率が平等にはならないということの問題にしているためと、②定率の保険料率である所得比例年金ならば、所得が同一なら片稼ぎも共稼ぎも世帯としての年金の所得代替率は同一なので、ライフスタイルに中立

的であると判断しているものと推測される。しかし、①については、個人単位化を主張するのなら個人単位での所得代替率を問題とすべきであるのに従来通りの世帯単位での所得代替率を問題とし、税で全ての国民に個人単位の最低生活を保障する基礎年金を否定して、未婚者には利益が及ばないという点でライフスタイルの選択に中立的ではない、夫婦間所得分割による年金権の分割を構想しているのは、自身が主張する個人単位化とは逆行すると言えるのではないか。

②についても同様で、累進税率の個人所得税制であれ保険料が定率の社会保険料であれ、夫婦間の所得分割による年金分割は婚姻者にのみ利益を与える点で「個人単位とは対局的な」世帯単位であり、未婚者にも利益がある個人単位給付の基礎年金の方がライフスタイルの選択に中立的と言える。

イ、ライフスタイルの選択に対する中立性の観点からの年金体系の比較

以上の検討から、よりライフスタイルの選択に中立的なのは夫婦間所得分割による年金給付ではなく個人単位給付の基礎年金であり、この点から年金体系を構想するならば、全ての者に普遍的に一定の年金額を保障する基礎年金を有する2階建て年金の方が、夫婦単位の夫婦間所得分割による1階建て所得比例年金よりも優れているということになる。

また、夫婦単位の夫婦間所得分割による1階建て所得比例年金に付加する、税を財源とする所得調査または資産調査付きの最低保障年金と基礎年金とをライフスタイルの選択の中立性という点から比較した場合、前者の場合は、1階建て所得比例年金が夫婦単位なので、制度としての一貫性を考えるならば所得調査または資産調査も夫婦単位となる可能性が高く、その場合には、個人単位給付の基礎年金の方がライフスタイルの選択に中立的と言える。

更に、前者の場合は対象者が限定されるので、保障水準が抑制されたり、特に資産調査の場合にはスティグマを伴うため、受給の権利性という点でも基礎年金の方が優れていると言える。前号注16で見たように、わが国でも単身高齢女性の貧困

状態が深刻である現状を打開するには、婚姻要件やスティグマ無く個人単位で男女平等の最低保障年金を保障することが早急の課題と言える。その上で、これに所得比例年金を上乗せし、単身者を基準とする男女平等の一定の所得代替率の年金水準の確保を目指すべきではないか。

なお、影響調査専門調査会最終報告へのもう1つの疑問点は、基礎年金がない所得比例年金と選択制による年金分割という、スウェーデンの改革年金の理解に関してである。

前号Ⅲで検討したように、スウェーデン改革年金では、個人単位の所得比例年金と個人単位の最低保障年金とによって、また、最低保障年金だけでなく所得比例年金の年金対象所得にも所得再分配所得が組み入れられることによって、更に、個人単位の最低保障年金は基礎年金廃止後もその水準や年金格差はほぼ同じに維持されることによって、①給付額の8割相当を占める賦課方式の年金部分には夫婦間所得分割による保険料拠出や年金分割が無いことである。また、②このように寛大な最低保障年金を社会保険方式で維持する以上は、大きな企業負担が必要である（日本と異なり、スウェーデンでは改革年金でも従来通り、保険料の使用者負担分に賃金額の上限設定を設けず大きな負担を課していることは前号Ⅲで指摘した。）が、影響調査専門調査会会長・大沢は前号注17のように「事業主負担無しの社会保険制度は十分あり得る」と理解していることである。確かにスウェーデン改革年金でも税は低・無年金者を少なくするために最低保障年金のみでなく所得比例年金にも投じられその比重は大きい、これを最小限にすべく支えているのが大きな事業主負担でもあることが過小評価されているように思われる。影響調査専門調査会の見解（これを主導した大沢の見解でもあるが）のように労使拠出が原則の社会保険方式1本の年金制度体系を構想するならなおのこと、保険料の事業主負担の軽視は被用者負担の一層の増大に向かい、その多くは女性である低賃金・低所得者の負担を過重にする懸念がある。

2. 女性の年金問題に関する2004年度年金改正への影響調査専門調査会の評価：男女共同参画会議 影響調査専門調査会報告2004.7.12

以下は、影響調査専門調査会が取り上げている女性の年金に関わる2004年度年金改正の概要であり、これについて上記報告は、今回改正されなかった短時間労働者への厚生年金の適用拡大が期待されると述べる以外のコメントはしていない。この点を確認した上で、これまで検討してきたジェンダー平等の視点を踏まえてこの年金改正内容とこれに対する影響調査専門調査会の評価について検討する。

1) ①育児休業中の保険料免除措置を子が3歳に達するまでに拡充する。また、②育児休業中に勤務時間短縮等で標準報酬が低下した場合、給付算定上の配慮措置（それまでの標準報酬で保険料を支払ったものとみなす）を設ける。

2) 被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が共同して負担したものであるとの基本認識の下、施行後の第3号被保険者期間について、離婚した場合等において、配偶者の厚生年金の1/2を分割できるものとする。

3) 離婚した場合の厚生年金については、配偶者の同意または裁判所の決定があれば、分割できるものとする。

4) 遺族年金の見直し（①自らの老齢厚生年金を全額受給した上で、現行水準との差額を遺族年金として支給、②子のない若齢期の遺族配偶者への給付有期化、③中高齢寡婦加算の支給対象を夫死亡時40歳以上にする。）

1) は、大沢会長も委員である、厚生労働省・社会保障審議会年金部会での提案（2003.9「年金制度改正に関する意見」）を入れたものである。

1) の①について育児という無償労働の評価のし方という点から検討してみれば、低い男性の育児休業取得率を高める拡充であれば「ジェンダー是正的」だが、そこまで目指してはおらずジェンダーを強めるものとも言えないので、「ジェンダー中立的」な無償労働評価と言える。それゆえ、特にコメントを付していないのは首肯し得る。

1) の②については、育児のための労働時間短

縮の結果生じる賃金低下が年金額を減額させる分を公的年金によって補償するというもので、これは無償労働評価の面から言えば、「公共セクターによる無償労働の代替」であり、ジェンダー平等促進的と評価でき、これを特に問題がないとしてコメントしないのも首肯できる。

2) 3) は、影響調査専門調査会が提案した①夫婦間所得分割による保険料拠出と、②それによる年金分割のうち、②のみが、しかも分割対象を離別夫婦に限定する形で改正に盛り込まれたもので、①が盛り込まれなかったことは評価できるとしても、②によって「応益原則プラス個人単位」である①の方向に一步踏み出したと言えること、分割対象を離別夫婦だけに限定し未婚者のみならず婚姻中の夫婦にもその影響が及ばないので、男女共同参画会議・影響調査専門調査会報告よりもライフスタイルの選択に一層非中立的となったと言えるが、この点への言及がないことは問題である。

すなわち3) は、2007年4月以降の離婚に適用される年金分割で、離別時に夫婦間所得分割による年金分割や分割比率に夫婦の合意や裁判所の決定があれば、これ以降もこれ以前も含めた婚姻中の夫婦それぞれの納付記録を合計し、その1/2までを上限として年金分割ができるものとするものである。しかし、これは、離別夫婦のみが対象で、しかも高所得世帯の被扶養配偶者ほど、また、1/2の上限内ではあるが、無償労働の分担が大きいほど（したがって性別役割分業が明確なほど）年金額や年金分割比率が高くなるという点で、ジェンダー拘束的無償労働評価の年金分割であると言える。但し、年金分割比率の夫婦間合意や、婚姻中の第2号被保険者期間も分割対象となるという点では選択性が大で、強制的年金分割を提起する神野等の年金分割論よりはジェンダー拘束的な無償労働評価の度合いは小さいと言える。しかし、この年金分割の任意性（夫婦間の合意や裁判所の決定）ゆえに、全ての第3号被保険者の厚生年金権の確保は困難となるため、この限界をクリアしようというのが次の2) であると言える。

すなわち2) は、2008年4月以降の離婚に適用される年金分割で、a. 対象は第3号被保険者期間のみで、b. 夫婦の合意無しに、c. それ以降の

期間について1/2の年金分割ができ、d. それ以前の期間では夫婦の同意や裁判所の決定で1/2の分割ができるとするものである。この年金分割により、税財源による公助無しに第3号被保険者の厚生年金の年金権の確保と低年金問題を一定程度解消し得るが、年金分割回避を目指した第2号被保険者（その多くは高所得男性ということになるのではないか。）の未婚化を促進したり第3号被保険者の温存に繋がったりなど、ライフスタイルの選択に非中立的に作用する可能性があることや、a・b・cから、3）の離別時の年金分割以上に第3号被保険者優遇のジェンダー拘束的な無償労働評価の制度であると言える。また、上記影響調査専門調査会自身が指摘する諸問題（所得分割をした第2号障害厚生年金の給付額減額、事務コスト増大、事業主負担等）も残る。特に、所得分割をした第2号被保険者の給付額減額が障害・老齢厚生年金の男女平等低年金を産む可能性も大きいと考えられるが（従って、スウェーデンでは所得分割の対象は積立方式の老齢年金部分だけで、賦課方式の老齢年金部分や障害・遺族《調整》年金は対象外である。）、これに対して、スウェーデン改革年金のように、個人単位の年金額調査だけで最低保障年金を給付することが可能なのか（不可能ならば、資産調査付きの給付ということになり、権利性や事務コストの問題が生じると厚生労働省も指摘している。）という疑問もある。これに関わるのが次の4）であると言える。

4）の遺族年金については、将来的には全面廃止とするが、a. 共稼ぎ婚姻世帯の第2号被保険者の「保険料掛け捨て」問題と、b. 離別以外の婚姻世帯の年金分割は任意なので、年金分割を選択しない第3号被保険者の問題や、年金分割で低額化した老齢・障害厚生年金受給者の低年金問題が残る。そこで、aについては、①のように、夫死亡の場合も女性自身の老齢厚生年金受給を原則にし、これと夫名義の老齢年金額の3/4（＝従来の遺族年金額）との差額を給付することで、老齢年金を受給しつつ夫名義の遺族年金受給額よりも少なくなるという不満も解消するとしたものである。しかしこれは、金額的にも従来と同じで、考え方も世帯単位の遺族年金に依拠した方法であることに変わりはないので、老齢年金受給額の大き

な男女格差や遺族年金問題の抜本的解決策とは言えず、上記bの新たな問題も残るという点で、問題である。

4）の②③は、所得分割による年金分割で第3号被保険者も厚生年金受給権を持つことができるため、自分名義でない派生的な遺族年金のうち、就労促進を強めることにより廃止が容易な若い年齢層の遺族年金から廃止していくことを意図したものと言える。しかし、“貧困の女性化”を生むこと無しに遺族年金の廃止に至るには、スウェーデンのように雇用・医療・介護・住宅¹⁾等の現物・サービスの手厚い保障を前提とした上で、個人単位の老齢・障害年金の一定水準での最低生活保障を考えることが必要である。ところが、影響調査専門調査会の検討では、税による雇用・医療・介護・住宅等の現物・サービスの手厚い保障があるスウェーデンとそれに欠ける日本との違いや、前号Ⅲで見たように、スウェーデンの遺族年金である調整年金について、ジェンダーの視点での就労支援と遺族（特に女性）の貧困防止との二重の視点から、遺族の生活状態によって柔軟に対処する仕組み（所得比例年金のみの1階建て老齢年金とは別立ての、従来通りの基礎年金と所得比例年金との2階建てであり、給付は、ア. 6ヶ月まで、イ. 子が12歳になるまで、ウ. 生活不能者に65歳まで3段階の年金額に区分して従来通り支給の3通りである。）について触れることなく、遺族年金の廃止のみをスウェーデン方式として提唱しているのは、ジェンダーの視点から貧困防止の視点を欠落させる恐れがあるため、問題である。

最後に、影響調査専門調査会の評価に関して指摘しておくべき点は、その評価システムのあり方である。すなわち、本来、政策評価者は政策策定者と利害を持たない第三者であるべきだが（利益相反の原則）、今回の場合、政策評価者（その中心は影響調査専門調査会会長）自身が政策策定委員（社会保障審議会年金部会委員）を兼ねていること、内閣の政策を打ち出す内閣府内に男女共同参画会議・影響調査専門調査会が置かれ、それが政策策定にも政策評価にも関与するというシステムであり、そのため、内閣が打ち出す政策を批判的にも評価できる客観的環境に置かれてはいない

ことである。政策評価にあたっては、政策評価の視点とともに、評価システムの問題も考慮すべきであることを指摘しておきたい。

V 結び

以上、訓覇法子の言う普遍性と平等性の理念やコルピの「共稼ぎ家族支援型」(あるいはフレイザーの言う「両性稼得者モデル」)を基本に置いた上で、ジェンダー平等の指標としての「脱商品化」「脱階層化」「就労可能性支援型の有償労働支援(=アクティベーション)」、「公共サービスによる無償労働代替」、「ジェンダー是正的無償労働評価」の指標を基に、また、新自由主義に親和的な「新自由主義フェミニズム」に注意を促す見解も考慮しながら、特に男女共同参画会議・影響調査専門調査会およびその主たる理論的根拠である神野直彦等の年金体系構想をスウェーデンの改革年金の検討を踏まえた上で検討した。

男女共同参画会議・影響調査専門調査会の年金体系とその理論的根拠に焦点を当てて検討した理由は、ジェンダー平等の社会保障・年金政策に対してそれが果たす役割・位置が極めて大きいからであり、また、2004年度年金改正に関して行った、男女共同参画会議・影響調査専門調査会の政策評価は本邦初のジェンダー平等視座からの政策評価でもあったからである。

また、スウェーデンの改革年金を検討した理由は、男女共同参画会議・影響調査専門調査会および神野等の年金体系構想がスウェーデンの改革年金をスウェーデン型・方式としてジェンダー平等の年金体系のモデルとしてきたし、また、最もジェンダー平等にふさわしい「普遍主義型」年金であるとされ、厚生労働省も次回の年金改革でモデルとすべき年金制度体系の1つとしているためである。

検討の結果をまとめれば、以下の通りである。

1. 「脱商品化」「脱階層化」「脱家族化」「応能負担原則プラス個人単位」の最もジェンダー平等にふさわしい年金体系とは、全住民が個人単位で垂直的再分配機能を持つ税を財源に平等に最低生活保障を行う基礎年金と、この上乗せとしての社会保障方式の所得比例年金とによる2階建ての「普遍主義型」年金であると考えられる。(付け加え

れば、2階部分の所得比例年金は、スウェーデン改革年金のように、個人単位の拠出・給付とし、年金対象所得に稼得以外の無償労働や社会保障給付も入れて有償・無償の労働に応じた給付とすることで、より加入の普遍性を強め、「脱階層化」「脱商品化」を進められると考える。)

2階部分の所得比例年金の必要性は、工藤恒夫の言う、全国一律のナショナル・ミニマムプラス個々の有償・無償の労働に応じた個別的生活保障という二重の生活保障が公的扶助とは異なる社会保障としての年金にふさわしいからであり、その財源として、二宮厚美の言うように、間接賃金としての社会保障・年金には企業の負担を求める必要があるからである。

2. それゆえ、男女共同参画会議・影響調査専門調査会および神野等の年金体系構想である、夫婦間所得分割による個人単位の拠出に基づく所得比例年金1本の年金とこれを補完する税によるミニマム年金(正確には社会扶助)の体系は、ジェンダー平等にふさわしい年金体系とは言い難い。特に、世界にも例がなく、当然スウェーデン改革年金にもない、夫婦間所得分割による個人単位の年金とそれによる個人単位の拠出という年金改革案は、夫婦単位を前提にしているという点で、男女共同参画会議や影響調査専門調査会が最も重視するライフスタイルの選択に対する中立性とその手段としての個人単位化に逆行するものである上、従来の応能負担を応益負担に変える「応益原理プラス個人単位」であり、これによって最もマイナスの影響を受けるのは低・無所得者でありその多くが女性である。これをミニマム年金で解決しようとする場合、所得分割を提起する影響調査専門調査会案では、おそらく夫婦単位の所得調査ということになるので、これも個人単位とは逆行するし、個人単位のスウェーデンの最低保障年金のように大幅な税を投入しなくては、より選別的で「階層化」を強めた年金制度となる可能性が高い。

3. スウェーデンの改革年金は、改革前の2階建ての「普遍主義型」年金よりも拠出に応じた給付という保険原理・応益原理をより強めた1階建ての所得比例年金と、これを補完する最低保障年金という年金体系となり、積立方式年金の導入も

加わり「商品化」を強めたが、これによる「階層化」「家族化」を回避する工夫がなされているのが、男女共同参画会議・影響調査専門調査会や神野等の年金体系構想と異なる点である。すなわち、上記の所得比例年金における無償労働の年金対象所得への組み入れ、個人単位の最低保障年金と旧来の基礎年金並の水準維持、低所得者に配慮した税額控除とそれによる最低保障年金のステイグマ軽減等である。

4. 男女共同参画会議・影響調査専門調査会の政策評価については、1つには、人材面でも制度面でも、政策策定と政策評価とを明確に分け、客観的に評価できるシステムではなかったという政策評価システムの問題があった。こうした中で、2つに、特に年金体系に関しては、十分な検討がされず、上記のように、男女共同参画会議や影響調査専門調査会が最も重視するライフスタイルの選択に対する中立性とその手段としての個人単位化に逆行する、夫婦単位の所得分割に基づいた年金体系論がジェンダー平等に最もふさわしい年金体系論として提起され、これを部分的に取り入れた年金改正がほとんどコメントもなく肯定的に評価された。

ジェンダー平等の面から見れば、「ジェンダーの主流化」とは、あらゆる政策・領域にジェンダー平等の視点が取り入れられることであり、そのジェンダー平等の視点とは「普遍主義型」年金の理念（「脱階層化」「脱商品化」「脱家族化」）とは逆行する市場原理中心の改革に乗ることではなく、宮本太郎・後藤道夫等の言うように、男女が対等に協力して有償労働も無償労働も担うべく、市場原理・有償労働中心社会を変えることであり、その手段の1つに、無償労働の評価等のスウェーデン改革年金の改良点を入れた「普遍主義型」年金を目指すことも位置付けられると考える。

男女共同参画会議や影響調査専門調査会が今後ともジェンダー平等の政策策定・評価に関与していくとすれば、「ジェンダーの主流化」とは何かを踏まえた目指すべき年金体系とこれを実現するための行政システムの再検討が必要であることを結論としたい。

最後に今後の課題について述べたい。

第1は、ジェンダー平等政策の先頭を行くスウェーデンの年金制度については、今回の検討で新たな面を知ることができた反面、まだまだ十分な検討ができていないことにも気づかされたので、今後もジェンダー平等の面からその動向に注目し、より十分な検討をする必要があるということである。第2は、社会保障におけるジェンダー平等の指標については、国内の研究にも本稿が依拠した宮本太郎等の優れた研究もあるが数は少なく、また、本稿では国内の研究に限定して検討したにすぎないので、海外の研究を含めた一層の検討が必要であることである。第3は、今回は論点として取り上げなかったが、所得保障における基礎年金や所得比例年金の最低保障額と公的扶助の生活保護基準額及び最低賃金額との相互関連性等²⁾、何をナショナル・ミニマムとし、その水準をどう考えるのかも検討すべき課題である。

注

- 1) スウェーデンでは、旧制度の基礎年金制度から、それが持ち家を想定した年金額のため、賃貸費用によって年金額に不足が生じる低年金受給者には地方自治体が支給する住宅補足給付があり（文献5、p.442、文献6、p.212）、改革年金で創設された最低保障年金でもこの住宅補足給付を合わせて受給できる。日本における住宅手当は、極めて少数の低所得者に入居が限定された所得調査付き低家賃の公営住宅を除けば、資産調査付きの公的扶助の中の住宅扶助しかなく、スウェーデンの住宅補足給付のように、低・無年金者に通常給付する仕組みの住宅手当制度はない。日本の第1号被保険者の9割強は基礎年金しか受給していないが、この基礎年金満額（2005年度で月額約6.6万円）は、ほぼ生活保護の高齢単身世帯の生活扶助額（住宅扶助費を除いた衣食費）以下なので（最低額の3級地-2の6.264万円を除いては、6.626~8.082万円で基礎年金満額よりも低い）、特に民間賃貸居住の低年金者には年金受給と合わせて支給する社会手当としての住宅手当が必要である。特に女性は自分名義の持ち家保有率が低いので（文献7）、低・無年金の単身高齢女性の貧困解消には、最低保障年金とともに、住宅手当制度が有効である。2004年度年金改正では、女性・高齢者・障がい者の就労による自立支援 *workfare* の方向を強めたが、非正規雇用化等による賃金抑制が強まる

中では、就労を支える生活基盤として、最低賃金の遵守や引き上げだけでなく、住宅手当制度の拡充が喫緊の課題である。基礎年金や最低保障年金は住宅手当とセットで議論される必要がある。

- 2) 小越洋之助は、最低保障年金水準の基準として、①生計費実態を示す『全国消費実態調査』の数値か、②生活保護基準か、③全国一律最低賃金水準かの3つの基準があるが、最低年金水準として妥当な水準は、③の5～6割の水準であるとして(文献3b、p.8)、最低賃金水準との関連で最低保障年金水準を考えるべきであるとしている。なお、イギリスでは、「十分な所得のない年金生活者に、公的扶助基準額相当の所得を保障し、年金と公的扶助とを調整する年金クレジット法」が2003年10月から実施され、「これにより所得補助(公的扶助)は60歳以上の者には適用されなくなる。」とされ(文献4、p.32)、高齢者の場合の年金額と公的扶助受給額との調整がなされている。

<引用・参考文献> (本号に関する文献のみ)

- 1) 男女共同参画影響調査専門調査会『「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する報告』2002.12。
- 2) 社会保障研究所編『女性と社会保障』、東京大学出版会、1993。
- 3) 小越洋之助 a. [2004年・年金改革をどう見るか] 『賃金と社会保障』No.1372、労働旬報社、2004.6、
b. 「ナショナルミニマムと公的年金」『賃金と社会保障』No.1375-76、労働旬報社 2004.8。
- 4) (財)厚生統計協会『保険と年金の動向』(財)厚生統計協会、2003。
- 5) 厚生年金連合会編『海外の年金制度』東洋経済新報社、2002。
- 6) 丸尾直美・塩谷祐一編『先進国の社会保障5 スウェーデン』東京大学出版会、2001。
- 7) 海野恵美子「日本での『貧困の女性化』についての一考察—高齢女性の貧困の統計的検討—」日本社会福祉学会『社会福祉学』第39-2、1999。